

学校給食ニュース vol.90 07年3月号

発行:学校給食全国集会実行委員会 <http://gakkyu-news.net/jp/> E-mail desk@gakkyu-news.net

食育関係・今月のトピックス

都道府県の食育推進計画状況 続2 中部、近畿、中国、四国、九州編(2007年2月現在)

2006年からはじめた全都道府県の食育推進計画調査ですが、これまでにできた計画などについての簡単なまとめをします。

2007年2月12日現在で、食育推進計画ができている都道府県は20、本年度中に策定あるいは、見直し等で位置づけられる予定なのが21、次年度予定が2、調査時点で情報を確認できなかったのが4となっており、41都道府県が平成18年度中に策定し終わっていることとなります。

食育関係の担当セクションについては、やや不明な県もありますが、これまでの情報を整理すると、保健・健康関係が21、農林水産関係が12、食品安全関係が11、環境生活関係が2、その他1です。このうち食品安全関係は部局レベルの位置づけが異なっており、農業部局関連が5、保健・健康関係が2、環境生活関係が4となります。その他は愛知県の食育推進課ですが、農林水産部に位置づけられており農業関係ともいえます。部局レベルで整理すれば、保健健康関係が23、農林水産関係が18、環境生活関係が6となります。

すでに食育推進計画ができている20都道府県の中身から学校、学校給食関係をみると、学校給食については、すべての自治体で地場産の拡大を打ち出していますが、内容は、食材数の拡大から具体的な消費量等の目標までさまざまです。学校給食を生きた教材と記述している計画は6つにとどまっています。

宮崎県では中学校給食の完全給食100%を挙げているほか、計画策定中の和歌山県の素案でも、小学校の完全給食100%、中学校の完全給食80%実施と具体的な推進目標を掲げているのが特徴です。

学校において食育を学校全体の計画の中に位置づけ、あるいは、食育の年間指導計画の策定をもとめているのは、約半数の9ありました。一方、教育委員会等が基本方針を示す(山梨)、県の食育マニュアルの活用を求める(佐賀)のような統一的発想を持つ自治体もあります。学校給食と教科等の具体的な連携を示したのは、愛知県で「給食を中心に食育の年間指導計画」を作ること示しています。また、福岡県では給食を教科と連携して工夫することを求めています。

栄養教諭については、配置を位置づけたところもあれば、群馬県、京都府、東京都、大分県のように栄養教諭についてまったく記述のない計画もあります。

学校給食ニュースでは、今後、平成18年度中の計画策定と発表をまとめてあらためて特徴などについて整理、報告する予定にしています。

今号は、2006年10月号の1道8県(北海道、岩手県、茨城県、群馬県、広島県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県)、前号の東北、関東、北陸地域の各都県(いずれも2007年1月現在)に引き続き、中部、近畿、中国、四国、九州の未報告府県の状況を報告します。

【山梨県 07.02.08現在】

名称:やまなし食育推進計画

計画策定:平成18年12月

計画期間:平成22年度

所轄:企画部県民室県民生活課食の安全・食育推進室

関係条例:なし

平成18年5月、山梨県食の安全・食育推進本部が設置され、8月「食に関するアンケート調査」を行い、平成18年12月に「やまなし食育推進計画」が策定された。

「やまなし食育推進計画」は、山梨県長期計画「創・甲斐プラン21」の行動指針との位置づけ。平成22年度までの計画である。

担当は、企画部県民室県民生活課食の安全・食育推進室で、同室は、「やまなし食の安全安心行動計画」も担当。そのほか、関連計画として農政部の「やまなし農業・農村活性化ビジョン」、福祉保健部の「健やか山梨21」、森林環境部の「やまなし森林・林業基本計画」、教育委員会の「学校における食育指導計画(策定中・平成19年度～)」がある。

「やまなし食育推進計画」では、基本方針を2つ設定している。

1. 家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携して食育に取り組み、生涯にわたって健全な食生活を実践できる人づくりを推進する。
2. 「食」の安全が保たれるとともに、豊かな自然、豊富な特産物、固有の食文化等を生かした、「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現を図る。

具体的な施策として、家庭における食育環境づくりで特徴的なのは、「男性の食育への参加を推進」と、男性を対象にしたものをあげている点がある。

学校等においては、「学校における食育」の基本方針、指導計画書を策定し、学校に配布することとなり、教育委員会が「食育指導計画」を策定中である。また、栄養教諭の配置、教職員での研修での食育の位置づけ、教科や総合的な学習の時間等における食育を位置づけている。

学校給食に関しては、地場産農産物供給システムの構築、学校栄養職員に対する研修の充実、学校栄養職員と養護教諭を中心に「児童生徒の実態に応じた指導プログラムを作成し、個別指導や集団指導を行う」としている。

調理関係については、学校ではなく、保育所関係で「保育所(園)長や調理担当職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性等についての理解を促進」としているのみである。

また、「給食献立表や給食だより等の配布、親子料理教室や学校給食試食会等の取組により、食育の普及」する「学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育む」としている。

「第2次やまなし食の安全安心行動計画」(概要)では、食育について「県内の学校で統一した食育を保護者や地域と連携して実施」としており、教育委員会の「食育指導計画」を通じた統一的な食育活動を行うことが明記されている。

数値目標(一部)

朝食の欠食率を、

小学校高学年 2.1%(H16)→0%(H22)、

男性20・30歳代 25.0%→15%以下

脂肪エネルギー比率を、

20～40歳代 27.4%→25.0%以下

学校給食における県産食材の使用割合

31.7%→35%以上

【長野県 07.02.08現在】

名称:未定

計画策定:未定

計画期間:未定

所轄:不明

関係条例:なし

長野県の平成18年度における食育推進計画策定については長野県ホームページ上からは不明。平成18年度当

初予算要求の中には、健康づくり支援課が「食育推進計画の策定」を上げていたが、これについても同様。内閣府食育推進室のまとめでは、担当が衛生部保健予防課健康増進ユニット、関連計画が「長野県健康づくり計画「健康グレードアップながの21」(平成13年11月)となっているが、組織改編があった模様。

確認後に改めて整理。

【岐阜県 07.02.08現在】

名称:子どもから始めるぎふの食育(仮称)ー岐阜県食育推進基本計画(策定中)

計画策定:策定中

計画期間:平成23年度(予定)

所轄:健康福祉部健康福祉政策課健康増進担当

関係条例:岐阜県食育基本条例

平成18年4月「岐阜県食育基本条例」が施行された。その後、担当の健康福祉政策課健康増進担当を中心に「子どもから始めるぎふの食育(仮称) 岐阜県食育推進基本計画」の案がまとめられ、平成18年12月15日～平成19年1月13日にパブリックコメントの募集があった。平成18年度中に推進計画が策定される見通し。

条例では、第3条(基本方針)で「食育の推進は、食に関する知識及び食を選択する力を習得することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

2 食育の推進は、伝統的な食文化及び地域の特性に十分配慮した上で、地域と調和のとれた食料の生産と消費を目指すことにより、地域の活性化及び食料自給率の向上に資することを旨として、行われなければならない。

3 食育の推進は、県民、関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等すべての関係者の連携と相互理解の下に行われなければならない」としている。

また、岐阜県食品安全基本条例施策との連携をうたっ

ている。

学校給食関係では、第13条で、「県は、学校、保育所、医療機関等における効果的な食育の推進を図るため、栄養教諭、栄養職員、管理栄養士等を適切に配置」と、栄養教諭の配置を位置づけているほか、第16条で「それぞれの地域で生産された農林水産物の学校給食における利用の推進」も示している。

計画案では、「岐阜県次世代育成支援対策推進行動計画」(総合企画部)、「岐阜県青少年健全育成計画」(環境生活部)、「岐阜県保健医療計画、ヘルスプランぎふ21、岐阜県食品安全行動基本計画、岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」(健康福祉部)、「ぎふ農業・農村振興ビジョン」(農政部)、「岐阜県教育委員会の基本方針」(教育委員会)との連携を位置づけている。

学校における食育について、案では、「調理や各種栽培・農作業体験などを大切にし、食への関心を深めたり、食の問題点への気づきを促したりして、望ましい食習慣が形成されるよう指導の充実に努めます。」としている。栄養教諭の任用も位置づけている。

また、県産食材利用促進として、「生産者、流通業者、学校給食関係者との連携により、学校給食の食材として地元で生産された農産物をはじめとした県産農産物を積極的に利用できるよう推進します。」とするほか、「学校給食において積極的に郷土料理や伝統料理を取り入れ、食文化の継承や郷土への愛着心の育成を図る取組を推進します。」とする。

計画案で、食育に関しては、第4章に「食育の推進に関する方針」があり、第5章「次世代を担う子どもの食育」、第6章「食農教育の推進」という3つの項目がたてられ、それぞれに、小学生、中学生、学校についての取り組みや推進がある形態になっている。第5章では学校給食についての記述はない。

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【静岡県 07.02.08現在】

名称:不明

計画策定:策定中か

計画期間:未定

所轄:健康福祉部長寿健康総室健康増進室健康増進スタッフ

関係条例:なし

内閣府食育推進室のまとめでは、静岡県の担当は健康福祉部長寿健康総室健康増進室健康増進スタッフ」となっている。静岡県の健康増進室ホームページには、事業紹介の準備中として「食育推進事業」が上げられている。食育推進計画の策定状況などはホームページ上からは不明。

確認後に改めて整理。

【愛知県 07.02.08現在】

名称:あいち食育いきいきプラン～愛知県食育推進計画

計画策定:平成18年11月

計画期間:平成22年度

所轄:農林水産部食育推進課

関係条例:愛知県食育推進会議条例

「愛知県食育推進会議条例」が平成18年3月に施行され、農林水産部に食育推進課が4月より設置された。愛知県食育推進会議が平成18年5月から11月の3回にわたって開かれ、9月～10月にパブリックコメントが行われ、11月に「あいち食育いきいきプラン(愛知県食育推進計画)」として決定、発表された。担当は、農林水産部食育推進課、計画は平成22年度まで。

「あいち食育いきいきプラン～愛知県食育推進計画」は、「健康日本21あいち計画」(健康福祉部)、「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」(愛知県食の安全・安心推進本部)、「食と緑の基本計画」(農林水産部)、「あいちの教育に関するアクションプラン(仮称・作成中)」(教育委員会)と連携すると位置づけられている。

学校教育にあたる少年期の目標として以下のようにして

いる。

「少年期(6～15歳頃)

○ 体力や運動能力が向上し、自分でできることの範囲が広がる時期です。

○ 家庭、学校、地域が連携して、食と健康に関する知識や食の体験を通して食の大切

さを学ぶとともに、規則正しい食習慣を身に付けましょう。

《この時期のポイント》

○ いろいろな食べ物を見て、触って、味わう。

○ 家族等と一緒に食べることの楽しさを味わう。

○ 食べ物と体のことを話題にするなどしながら、食への関心を高める。

○ 歯をみがく習慣を身に付ける。

○ 正しいはしの持ち方を身に付ける。

○ 早寝、早起き、遊びや運動により生活リズムを整え、朝、昼、夕に規則正しく、よくかんで食事をする習慣を身に付ける。

○ 買い物や料理を経験することにより、食への関心を高める。

○ 農林漁業の体験や食品製造現場を見学し、食べ物の生産についての理解を深める。

○ 食生活と健康について学び、バランスのとれた食事について学ぶ。」

学校関係や給食関係の記述では、

小中学校で、「学校給食を中心とした食育年間指導計画を策定するよう指導」することや、給食試食会、給食だより、献立表の配布、関係職員の研修などをあげている。栄養教諭等も同様な家庭や地域への情報発信が求められている。

給食について「給食を通じたコミュニケーションの促進」として、「給食を通じて、子どもたちがみんなで食事をする楽しさやいろいろな物を食べる喜びを実感するようにします。」と位置づけている。

さらに、「自分たちで栽培・収穫した農産物を調理して食べることなどにより、農産物を身近に感じることができる教育・保育活動を充実」するとして、小中学校では、献立を自分たちが考える「学校給食調理コンクール」を開催するとしている。

地場産利用では、食育の日を中心に「“愛知を食べる学

校給食キャンペーン”(仮称)を実施する、給食関係者と生産者の意見交換を実施する、献立に郷土料理を取り入れるなどをあげている。

数値目標(一部)

朝食の欠食割合

小学生(2年、5年) 2.9%(H18)→0%(H22)、

中学生(2年) 6.1%→3%以下、

高校生(全日、定時制)8.6%→5%以下、

男性20歳代 11.6%(H16)→10%以下、

男性30歳代 15.2%(H16)→10%以下

肥満者の割合 小学校2年生5%以下、5年生8.5%以下、中学校2年生8.3%以下

学校給食における地場産物を使用する割合(全食品数に占める県産食品数の割合)

27.7%(H17)→35%以上

【三重県 07.02.08現在】

名称:三重県食育推進計画(案)

計画策定:策定中

計画期間:平成22年度

所轄:農水商工部マーケティング室

関係条例:なし

平成18年12月26日から平成19年1月24日まで「三重県食育推進計画」の中間案に対するパブリックコメントを実施した。平成18年度中に策定される見込み。担当は、農水商工部マーケティング室(地産地消グループ)。計画期間は平成22年度(予定)。

中間案によると、

学校関係では、

・各学校における指導体制の要として、栄養教諭の配置の拡大

・各小中学校及び特別支援学校において、校務分掌に「食育担当者」を位置づける

・「食に関する指導計画」を策定し、関係教職員が連携しながら、給食の時間、家庭科、体育科、社会科、理科等の各教科、総合的な学習の時間、特別活動、道徳等の学校教育活動全体で食育を推進

学校給食に関しては、

・中学校の学校給食普及促進、献立内容の充実

・各教科等の「生きた教材」としてさらに活用

・地産地消の促進

・子どもたちが栽培収穫したものの学校給食への活用促進

・アレルギー対応

・学校給食における郷土料理等の積極的な導入をあげている。

数値目標(一部)

朝食を毎日食べる小学生(6年生)の割合

79.7%(H15)→100%(H22)

学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース) 26.2%(H16)→30%

中学校における学校給食(完全給食)を実施する割合

42.4%(H17)→60%

みえの食を自慢できる人の割合(%) 80%(H16)→90%

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【滋賀県 07.02.08現在】

名称:滋賀県食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:

所轄:健康福祉部健康推進課

関係条例:なし

滋賀県は、滋賀県食育推進計画を策定するために、滋賀県食育推進協議会を平成18年度に開催している。また、平成19年2月には、県内7カ所で、食育推進計画策定と環境こだわり農業推進基本計画の見直しに関する県民との意見交換会を開催している。

滋賀県食育推進計画は、平成18年度中に策定される見込み。

担当は、健康福祉部健康推進課。

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【京都府 07.02.08現在】

名称:京都府食育推進計画

計画策定:平成19年1月

計画期間:平成22年度

所轄:農林水産部食の安心・安全プロジェクト

関係条例:なし

京都府食育推進懇談会を平成18年に3回開催し、食育推進計画案をまとめた。平成18年10月から11がつにかけてパブリックコメントを募集し、平成19年1月に「京都府食育推進計画」としてとりまとめ、公表している。担当は、農林水産部食の安心・安全プロジェクト、期間は平成22年度。

「京都府食育推進計画」では、「新京都府総合計画」および「きょうと健やか21」(保健福祉部)「きょうと未来っ子いきいき推進計画」(保健福祉部)「食の安心・安全行動計画」(食の安心・安全プロジェクト)「きょうと健康長寿日本一プラン」(保健福祉部)「『いただきます。地元産』プラン」(農林水産部)「未来っ子いきいき応援プラン」(保健福祉部)を関連計画として位置づけている。

学校の役割として、

- ・食に関する指導計画策定
- ・生きた教材として学校給食の充実
- ・家庭、地域との連携、生産の現場との連携、生活リズムの向上
- ・などを挙げている。

また、少年期を6～18歳と位置づけ、

○ 早寝、早起き、朝食をしっかり食べ、適度な運動を行うなど、正しい生活リズムを確立することが必要です。

○ 家族そろっての食事で、コミュニケーションを大切にすることが必要です。

○ 学校や地域での食育の機会に、積極的に参加することが必要です。

小学生では、

○ 朝食を必ず食べる、夜遅くに食べないなど、望ましい食習慣を身につける。

○ 食事のマナーに気をつけて、よい食事のとり方を身に

つける。

○ 食事にかかわる機会をもち、基本的な調理技術を身につけ、食に対して関心を広げる。

との取り組みを挙げている。

数値目標(一部)

朝食をほとんど食べない児童の割合

3%(H17)→0%(H22)

朝食を毎日食べている児童の割合 90%→95%以上

府内産野菜を年1回以上給食に利用する小・中学校の割合 79%→100%

【大阪府 07.02.08現在】

名称:大阪府食育推進計画案(策定中)

計画策定:策定中

計画期間:平成23年度(予定)

所轄:健康福祉部地域保健福祉室健康づくり感染症課健康栄養・歯科グループ

関係条例:なし

大阪府は、平成18年度、「食育推進計画検討会」を開催し、食育推進計画についてとりまとめた。また、「健康おおさか21推進府民会議健康・食生活部会」を「食育推進会議」と改めた。「大阪府食育推進計画案」は、平成19

年2月1日から3月2日までパブリックコメントを募集中。担当は、健康福祉部地域保健福祉室健康づくり感染症課健康栄養・歯科グループ、計画期間は平成23年度(予定)

計画案によると基本方針として、

- 1 府民運動としての推進
- 2 食育推進のネットワークづくり
- 3 子どもに重点をおいた取組
- 4 歯と口の健康づくりと連携した推進
- 5 情報の発信

の5つが挙げられている。

教育分野での取り組みについては以下のように整理されている。

(これまでの取り組み)

- ・健康教育教材「げんきアップノート」の作成・配付(平成15年度～平成17年度)
- ・栄養教諭実践モデル校事業の実施(平成17年度～)
- ・栄養教諭育成講習事業(免許法認定講習)の実施(平成17年度～)
- ・学校給食の普及・充実、及び活用
- ・食育推進交流シンポジウムの開催(平成18年度)

(今後の取り組み)

- ・食に関する指導の全体計画の策定
- ・校内指導体制の整備
- ・研修の充実
- ・情報の提供
- ・学校・家庭・地域の連携の推進
- ・学校給食の普及・充実
- ・学校給食における地場産物の活用
- ・栄養教諭の活用

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【兵庫県 07.02.08現在】

名称:食育推進計画～食で育む 元気なひょうご～(案)

計画策定:策定中

計画期間:平成23年度(予定)

所轄:健康生活部健康局生活衛生課食品衛生係

関係条例:食の安全安心と食育に関する条例

「食の安全安心と食育に関する条例」は、食の安全安心の推進と食育の推進について定めたもので、平成18年4月に施行された。

この条例に基づいて「食の安全安心と食育審議会」が設置され、「食の安全安心推進計画」「食育推進計画」が検討されている。担当は、兵庫県健康生活部健康局生活衛生課 食品衛生係。計画期間は平成23年度(予定)。兵庫県では、「食の安全安心推進計画」「食育推進計画」の両計画を同時に策定しており、平成18年に、「食」を考える県民フォーラムを開催、19年1月22日から2月13日までパブリックコメントを両案に対して求めている。

計画案のうち学校関係の部分を取りあげると

「校長のリーダーシップのもと、今後配置される栄養教諭を中心に全教職員が連携を図りながら、教科・特別活動等の学校教育全体を通じて、継続的に食育に」取り組むとしており、学校における食育の課題を

●食に関する指導の定着化

・継続的な指導を行うため、学校教育活動全般にわたる取り組み

・子どもの発達段階に応じた、計画的な指導

・子どもの生活全般にわたって取り組むための家庭との連携

・地域の食育推進活動の一環として取り組むための地域との連携

●学校給食の充実

・学校給食を「生きた教材」として充実させるための米飯給食及び地場産物の活用とあげている。

「指標」として、

・公立小中養護学校における食に関する指導計画策定率の増加

・公立小中養護学校における教職員に対する食に関する研修の受講者の増加

・学校給食での県産品使用割合の増加を数値目標に入れ、

以下の項目を実行するとしている。

・栄養教諭の配置促進

・教職員の食育に関する意識と指導力の向上

・指導体制の整備の支援

・効果的な指導内容・方法の研究

・中学校・高等学校における食に関する指導

・県独自のわかりやすい指導教材の作成

・実感を伴った指導内容の充実

・学校給食の「生きた教材」としての活用

・学校給食の充実

・地場産物の活用の推進

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【奈良県 07.02.12現在】

名称:奈良県食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:

所轄:福祉部健康安全局健康増進課

関係条例:奈良県食育推進会議条例

奈良県は、平成18年6月30日に「奈良県食育推進会議条例」を施行し、9月4日に第1回目の推進会議を開催。その後の予定では、平成19年1月中にパブリックコメントの実施、2月に第2回目の食育推進会議を実施し、3月中に食育推進計画の発表とのことであるが、パブリックコメントはまだ実施されていない模様。

担当は、健康安全局健康増進課

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【和歌山県 07.02.12現在】

名称:食べて元気、わかやま食育推進プラン 和歌山県食育推進計画(案)

計画策定:策定中

計画期間:平成23年度(予定)

所轄:農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

関係条例:なし

和歌山県は、「和歌山県食育推進計画(案)」を、平成19年1月25日から2月23日まで、パブリックコメント募集している。和歌山県食育推進会議で3回会議され案となったもの。担当は、農林水産部農林水産政策局農林水産総務課。

「和歌山県食育推進計画(案)」によると、計画の名称は、「食べて元気、わかやま食育推進プラン」である。計画は、「元气和歌山行動計画(健康増進計画)」、「紀州っ子元気プラン(次世代育成支援行動計画)」、「和歌山県食の安全・安心・信頼確保のための基本方針」、「和歌山県地産地消推進基本方針」と連携した計画と位置づけられる。

4つの視点が置かれている。

生涯を通した健康づくりのための食育

家庭、保育所・幼稚園・学校、地域が連携した食育
県の農林水産物と地域の食文化に根ざした食育
食の安全・安心に支えられた食育

学校、学校給食関係では、和歌山県は、小学校の学校給食の実施率が全国でもっとも低いいため、実施率の向上をかかっている。

学校給食を食育の「生きた教材」として位置づけている。栄養教諭の導入や、学校ごとの「食に関する指導計画」策定など、学校での具体的な取り組みについて計画に入れている。「給食、各教科、総合的な学習の時間における食育を栄養教諭等により進めるとともに、学校給食の献立に郷土料理・行事食を取り入れたり、旬の地元食材を活用するなど給食に工夫を凝らす」としている。

そのほか、食物アレルギーへの対応、栄養教諭等による保護者対象の料理教室、副読本による農林水産業の理解などを挙げ、体験学習も充実させるとしている。

学校給食未実施校に対しては「野菜を使った弁当の献立集の配布や、家庭科との連携、さらに、理想的な栄養配分の美味しい弁当作りの料理講習会等」を学校や地域で実施するなどを挙げている。

数値目標(一部)

子ども(小学生)の朝食の欠食率

8.9%(H16・4年生)→0%(H23)

20歳代男性の朝食の欠食率

18.2%(H13)→15%以下

学校給食の実施率(小学校) 90.3%(H17)→100%

学校給食の実施率(中学校) 52.2%(H17)→80%

学校給食における地場産物を使用する割合

(品目ベース) 31.6%(H16)→40%

小・中学校における食に関する年間指導計画の作成割合 100%

紀北・紀中・紀南の各地域への栄養教諭の配置割合

0%(H18)→100%

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【鳥取県 07.02.12現在】

名称:「とっどりの食」行動計画

計画策定:平成16年3月(見直し中)

計画期間:

所轄:福祉保健部健康対策課健康増進係

関係条例:なし

鳥取県は、平成16年3月に「とっどりの食」行動計画を策定したが、食育基本法に基づく、食育推進計画として位置づけるため、「とっどりルネサンス推進プロジェクトチーム健全な食ワーキンググループ」において、「県民が心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、「とっどりの食」行動計画を見直し、県民へのより一層の周知を図り、食行動の変容を促す」という目標で、行動計画に数値目標を位置づける検討を行っている。本ワーキンググループの目標進捗表によると、平成18年7月から11月にかけて、県の関係部局が集まり、ワーキングを開催、2月頃予定のワーキングで計画の内容をできるだけ決める予定としている。達成期限は平成19年3月となっており、年度内には、あらたな行動計画が発表されるかも知れない。担当は福祉保健部健康対策課。

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【島根県 07.02.12現在】

名称:島根県食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:平成23年度(予定)

所轄:健康福祉部健康推進課

関係条例:なし

島根県は、平成18年12月26日から平成18年2月10日まで「島根県食育推進計画(案)」のパブリックコメントを実施した。平成18年9月に島根県食育推進計画策定委員会を設置して検討、計画案としてまとめたもので、年度内の策定を予定している。担当は健康福祉部健康推進課。計画が策定、公表された後に改めて整理。

【岡山県 07.02.12現在】

名称:岡山県食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:平成22年度

所轄:保健福祉部保健福祉課地域保健福祉班

関係条例:岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例

「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」が平成18年12月施行した。この条例は、食の安全・安心と食育のふたつをあわせた条例である。この条例をもとに「食の安全・安心推進計画」と「食育推進計画」を策定することとなっている。

岡山県は、「岡山県食育推進計画(素案)」を公表し、平成18年12月26日から1月26日にかけてパブリックコメントを募集した。

計画案によると、計画期間は、平成22年度。

計画は「健康おかやま21」(健康福祉部)、「新岡山いきいき子どもプラン」(次世代育成計画 保健福祉部)、「健やか親子21」(保健福祉部)、「岡山県保健医療計画」(保健福祉部)、「岡山県地産地消推進方針」(農林水産部)、「21おかやま農林水産プラン」(農林水産部)、「岡山県消費生活基本計画」(生活環境部)と連携した計画と位置づけられる。

県では、「岡山県食の安全・食育推進本部」を設置し、食育の推進をはかるとしている。

担当は、保健福祉部保健福祉課地域保健福祉班

学校、学校給食関係では、

学校給食を中心とする生き生き食育推進事業として、地場産利用を挙げている。また、食育の重要性について家庭、地域へ啓発活動、子どもの生活リズム向上推進、体験学習の推進、栄養教諭の活用及び教職員等の食育に関する意識の高揚を挙げている。

数値目標(一部)

朝食を毎日食べる人の割合の増加 20代男性 43.6%、30代男性 47.7%(H17)→ 85%以上

学童、生徒 81%(H17)→ 86%以上

学校給食における地場産物を使用する割合の増加(食材数ベース) 25%(H17)→ 40%以上(H22)

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【広島県 07.02.12現在】

名称:広島県食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中か?

計画期間:不明

所轄:福祉保健部健康増進・歯科保健室

関係条例:広島県食育基本条例

広島県は、平成16年10月に「広島県食農教育推進方針」を立て、食育の取り組みを行ってきたが、食育基本法制定を受けて、「広島県食育基本条例」が平成18年10月16日に施行され、「広島県食育推進会議」によって、「広島県食育推進計画」が策定されることとなっている。担当は、福祉保健部健康増進・歯科保健室。

同推進会議、および推進計画の状況については、広島県ホームページ上では確認できなかった。

計画が策定、公表された後に改めて整理。

「広島県食農教育推進方針」(平成16年10月)では、「望ましい食生活等の推進」「農林水産業・農山漁村の理解の促進」「地産地消の推進」を柱として社会科、家庭科、生活科等と学校給食の場を食農教育に位置づけている。

学校給食では、「各地域や学校等の状況に応じた年間献立計画と教科等と関連した食に関する指導の年間計画を作成し、計画的な地域食材の活用に努める。また、地域食材の活用を通じた学習成果を広めることによって、地元の生産関係者、保護者、市町村教育委員会の理解・協力を得て、一層の活用推進を図る」としている。地産地消についても、学校給食での地場産食材活用と、休耕田や転作田等の活用で給食用食材生産を推進することなどがあがっている。

この推進方針を市町村では、「市町村食農教育推進計画」として策定することになっている。

「食品の安全に関する基本方針」(平成15年3月)では、「小学校などで、食品の安全や農業の重要性の啓発などを行うことを通じて、食べ物や食生活、農村に対する正しい理解を深める取り組み(食農教育)を推進します」としている。

「食品の安全に関する推進プラン」(平成18年度～20年度)では、食育の推進を上げ、「食育推進計画の作成」「健康ひろしま21の推進」「子どもの望ましい食習慣の定着」を推進目標としており、食育推進計画と健康増進法に基づく県民運動の一体化を示唆している。また、学校、家庭、地域、および、食品関連企業の関わりを課題として上げている。

食育と並んで、食農教育の総合的な推進も入れており、ここでは、「体験学習の支援」として、総合的な学習の時間での体験学習、「学校給食等での地産地消の推進」を上げている。

さらに、学校においては、学校給食での県内産食材の活用、学校教育全体での食に関する指導を学校における食育と位置づけている。

【山口県 07.02.12現在】

名称:やまぐち食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:平成23年度(予定)

所轄:健康福祉部健康増進課健康づくり班

関係条例:なし

山口県は、「山口県食育推進会議」を設置し、平成18年7月、11月に会議を持った。「やまぐち食育推進計画(仮称)骨子案」を公表し、平成18年12月18日から平成19年1月17日までパブリックコメントの募集を行った。平成19年2月に第3回の会議が予定されている。

担当は、健康福祉部健康増進課健康づくり班。

家庭における推進の中で、食育推進基本計画と同様に「栄養教諭を中核」と位置づけている。

学校、学校給食に関しては、学校給食を「生きた教材」として位置づけ、教科等との関連させた活用を上げている。さらに、食に関する指導で、給食時間のほか、「特別活動の学級活動や学校行事をはじめ、学校の教育活動全体で行われ、担任や栄養教諭、学校栄養職員、保健主任、体育主任、養護教諭などが連携」して進めるとしている。

栄養教諭の配置校をモデル的な取り組みの学校と位置

づけている。

学校給食の充実も取り上げ、生きた教材としての活用、献立の充実、食物アレルギー対応、地場産利用を挙げている。献立への郷土料理等の導入も挙げている。

このほかにも子どもの健康状態改善のため、「学級担任や養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、さらには必要に応じて主治医や学校医と密接な連携」で行うとしている。

数値目標(一部)

毎日朝食をとる児童の割合の増加

87%(H17)→ 100%(H22)

学校給食における地場産物を使用する割合の増加

27%(H17)→ 50%以上(H22)

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【徳島県 07.02.12現在】

名称:徳島県食育推進計画～「健やか・だんらん・地産地消」徳島す・だ・ち大作戦～

計画策定:平成19年1月

計画期間:平成22年度

所轄:農林水産部とくしまブランド戦略課食料安全推進室

関係条例:なし

徳島県は、平成19年1月19日に「徳島県食育推進計画」を策定、発表した。

とくしま食の安全・安心県民会議で検討し、平成18年10月にパブリックコメントを募集するなどして策定されたもの。担当は、農林水産部とくしまブランド戦略課食料安全推進室。計画期間は平成22年度。

「徳島県食育推進計画」は、「健康徳島21」(健康増進課)、「徳島県教育振興基本構想」(教育委員会)、「学校における食育の推進」(教育委員会)、「徳島はぐくみプラン(次世代育成支援行動計画)」(こども未来課)、「とくしま長寿プラン」(長寿社会課)、「徳島県女性総合計画(女と男(ひととひと)輝くとくしまプラン)」(男女共同参画課)、「徳島県消費者基本計画」(県民環境政策課)、「徳島県環境基本計画」(環境首都課)と連携づけられている。

学校、学校給食関係

「給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等において、食に関する指導の充実」するとしている。

栄養教諭を計画的に配置するとしている。

学校給食を「生きた教材」として位置づけ、献立の充実、各教科での活用を挙げている。また、地場産活用を挙げている。

数値目標(一部)

栄養教諭の配置市町村数

0%(H17)→ 全市町村(H22)

【香川県 07.02.12現在】

名称:香川県食育推進計画(かがわ食育アクションプラン)(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:

所轄:健康福祉部健康福祉総務課食育推進グループ

関係条例:なし

香川県は、香川県食育推進会議を設置し、平成18年3月29日に1回目の会議を開催、6月、9月、11月に会議を開催した。また、7月から8月にかけて説明会を行った。平成18年11月から12月にかけて「香川県食育推進計画(かがわ食育アクションプラン)(素案)」のパブリックコメントを実施した。担当は、健康福祉部健康福祉総務課食育推進グループ。

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【愛媛県 07.02.12現在】

名称:愛媛県食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:

所轄:保健福祉部健康衛生局健康増進課健康政策係

関係条例:なし

愛媛県のパブリックコメント予定によると、平成19年2月頃「愛媛県食育推進計画(案)」パブリックコメントを実施す

るとの情報がある。計画策定等についての情報は愛媛県のホームページ上では確認できなかった。担当は、保健福祉部健康衛生局健康増進課健康政策係。

確認後に改めて整理。

【高知県 07.02.12現在】

名称:高知県食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:平成23年度(予定)

所轄:健康福祉部健康づくり課

関係条例:なし

高知県は、高知県食育推進協議会を7月から3回実施し、「高知県食育推進計画」(案)のパブリックコメントを平成18年12月20日から平成19年1月15日にかけて実施した。

2月14日の高知県食育推進協議会で「高知県食育推進計画」を策定する予定である。

担当は、健康福祉部健康づくり課。

学校、学校給食に関しては、以下の項目を挙げている。

食育に関する教職員の意識の向上

食育に関する計画の策定

食農教育の推進

栄養教諭や栄養士の積極的配置

地域の方々と連携した農業や漁業等の体験学習の充実

給食を生きた教材とした食育の推進

学校や保育所とPTA等が連携した、保護者への普及啓発活動の推進

数値目標(一部)

朝食を必ず食べる児童生徒

小学生 88.0%(H18)→ 95%以上(H23)

中学生 78.3%→90%以上

高校生 74.1%→85%以上

朝食を欠食する県民の割合

成人男性(30歳代) 31.6%→15%以下

学校給食における地場産物の活用

(食品数ベース)29.2%→40%以上

計画が策定、公表された後に改めて整理。

【福岡県 07.02.12現在】

名称:ふくおかの食と農推進基本指針

計画策定:平成18年3月

計画期間:平成20年度

所轄:農政部生産流通課流通振興係

関係条例:なし

福岡県は、平成18年3月に「ふくおかの食と農の推進基本指針」を策定した。これが、食育基本法の食育推進計画に位置づけられている。

「ふくおか食と農推進会議」に「地産地消部会」「情報発信部会」とともに「食育部会」を設置し、食育の推進を行っている。

基本指針の担当は農政部生産流通課流通振興係。計画期間は平成20年度まで。

学校、学校給食関係では、関係教職員の研修、栄養教諭の配置、学校給食について、教科等と関連した学校給食献立の工夫、地場産や郷土料理等の献立への活用、衛生管理の徹底などを挙げている。

地場産品、米飯給食の実施拡大も挙げられている。

また、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における食育や、学校栄養職員の授業への参加促進などが挙げられている。

数値目標(一部)

朝食を毎日必ず食べる児童生徒の割合

小学校 84.8%(H16)→ 95.0%(H22)

中学校 76.3%→ 90.0%

食生活学習教材を活用した指導を行う学校の割合

小学校 40.5%(H15)→ 100%(H22)

中学校 33.0%→ 100%

学校給食への県産農林水産物の利用率

(重量ベース) 55%(H17)→ 65%(H22)

学校給食への地元産青果物の利用率

(重量ベース) 8.2%(H17)→ 15%(H22)

学校給食への県産麦の利用率

5%(H16)→ 25%(H22)

【長崎県 07.02.12現在】

名称:長崎県食育推進計画

計画策定:平成18年10月

計画期間:平成22年度

所轄:県民生活環境部食品安全推進室

関係条例:長崎県食育推進県民会議条例

長崎県は、「長崎県食育推進県民会議条例」を平成18年3月に施行、「長崎県食育推進県民会議」を設置し、「長崎県食育推進計画」を平成18年10月に発表した。担当は、県民生活環境部食品安全推進室。計画期間は、平成22年度。

「長崎県食育推進計画」の特徴は、各取り組み項目を、すべて県の部局の位置づけで行っている点にある。責任の所在が明確であるという特徴の一方、部局単位の記述のためまとまった県民運動としての計画に見えないという特徴もある。

学校、学校給食関係では、

栄養教諭については配置を検討となっている。

食育指導の手引きを活用、給食の時間、各教科、総合的な学習の時間等で食育を推進を挙げている。

学校給食については、衛生管理の強化、地場産物の活用、郷土料理の献立をあげ、「学校給食における地場産品使用推進週間」で全県一斉に行うとしている。

栄養教諭、学校栄養職員、調理員対象の地場産品利用給食、郷土料理に関する給食調理発表会を実施するなど普及啓発を行う。

このほか、普及啓発、研修などの充実を挙げている。

数値目標(一部)

朝食を食べない小学5年生の割合

4.7%(H14)→ 0%(H22)

朝食を食べない中学2年生の割合

6.6% → 3.3%以下

学校給食における県内産品を使用する割合(重量比)

65%(基礎)→ 65%以上(H22)

【宮崎県 07.02.12現在】

名称:宮崎県食育推進計画

計画策定:平成18年9月

計画期間:平成22年度

所轄:農政水産部営農支援課消費加工担当

関係条例:なし

宮崎県は平成18年3月に「宮崎県食の安全・安心対策会議」で計画策定や体制の方針を決定し、町内で関係部局による「食育推進プロジェクトチーム会議」を設置、「宮崎県食の安全・安心対策会議食育専門部会」(庁内)で素案をまとめ、平成18年8月にパブリックコメントを実施。平成18年9月に「宮崎県食育推進計画」として発表した。「健康みやざき行動計画21」「元気みやざき農業・農村創造計画」「宮崎県食の安全・安心基本方針」「宮崎県食の安全・安心アクションプラン」と連携した位置づけとなっている。担当は、農政水産部営農支援課消費加工担当。計画期間は、平成22年度。「みやざきの食と農を考える県民会議」の「食育部会」が県民運動の中心となる。

学校、学校給食関係では、

「給食の時間における指導に加えて、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通して、食に関する指導の全体計画を策定」するとしている。

学校農園や調理活動体験なども挙げている。

栄養教諭を食に関する指導の中核と位置づけ。

食に関する指導と実態について、幼、小、中、高間での学校の情報共有を挙げている。

数値目標に、中学校の完全給食実施100%を挙げている。

学校給食での地場産品利用による「生きた教材」活用と位置づけしている。

数値目標(一部)

朝食を毎日食べている子の割合 小学生 90%、

中学生91%、高校生87%(H16)→ 100%

完全給食を実施する公立中学校の割合

98%(H17)→ 100%(H22)

学校給食における地場産品を使用する割合(食材数ベース) 24.1%(H16)→ 30%以上(H22)

【沖縄県 07.02.12現在】

名称:沖縄県食育推進計画(仮称)

計画策定:策定中

計画期間:

所轄:福祉保健部薬務衛生課

関係条例:なし

沖縄県は、「沖縄県食育推進計画(素案)」を平成18年11月から12月にかけてパブリックコメント実施した。結果公表予定は平成19年1月であるが、現在のところ公表されていない。担当は、福祉保健部薬務衛生課。

計画が策定、公表された後に改めて整理。

学校給食ニュース 90号

発行:学校給食全国集会実行委員会

編集:学校給食ニュース編集事務局

会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み)
〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15
第2五月ビル2階 大地を守る会気付
全国学校給食を考える会

お問い合わせは…全国学校給食を考える会

電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590

ホームページ <http://gakkyu-news.net/jp/>

E-mail desk@gakkyu-news.net

学校給食全国集会実行委員会構成団体

●全日本自治団体労働組合・現業局

東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276)

●日本教職員組合・生活局

東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)

●日本消費者連盟

東京都目黒区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)

●全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。学校給食ニュースへの感想やご意見もお願いします。
ここに記入していただくか、文書・写真などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他()です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。